



# 福祉車両貸出し事業のご案内



**川崎市多摩区社会福祉協議会**  
(社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会)

## 1 利用対象者は

- 利用対象者は、身体障害者や要介護者、要支援者で移動のときに車椅子を使っている人や福祉車両が無いと移動できない人です。



## 2 申請できる人は

- 申請ができる方は多摩区社会福祉協議会（多摩区社協）の会員で、利用対象者本人、家族、親族、支援者などです。

## 3 利用できる目的は

- 福祉車両を借りられるのは、次の場合です。
  - ・通院・入退院、福祉施設への入退所、催事、会議等への参加、公共機関での諸手続き、余暇活動等の社会参加、等
- 福祉車両を利用できないのは、次の場合です。
  - ・営利目的、政治宗教活動、法令や公序良俗に反する活動、福祉車両の他者への貸与、等



## 4 利用回数や期間、日数は

- 利用回数は、1ヶ月に3回までです。
- 利用期間は、月曜から土曜日で、午前9時から午後4時30分までです。
- 利用日数は、3日間までです。  
(日曜日も利用する場合には土曜日に貸出し、月曜日に返却となります。)

## 5 貸出し、返却ができない日は

- 日曜と祝日、年末年始（12月28日から翌年の1月3日まで）
- 車両の点検に必要な日、等



## 6 利用料は

- 無料です。
- ただし、ガソリン代、高速道路等の通行料、駐車場代等の費用等は利用者の負担です。

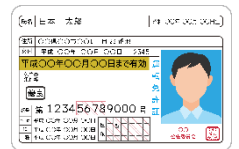
## 7 申請の手続きは

- 福祉車両を借りるには事前に許可書の申請が必要です。
- 申請は利用する日の2ヶ月前から3日前までです。
- 申請できる人が多摩区社協に相談してください。
- 福祉車両の空き状況などを確認します。
- 申請する場合には、**申請書・誓約書**を提出してください。
- **身体障害者手帳**や**介護保険証**をお持ちください。
- 申請内容を確認して使用の許可書をお渡しします



## 8 福祉車両を借りる当日の手続きは

- 多摩区社協の窓口に、**許可書**と運転する方全員の**運転免許証**をお持ちください。免許証はコピーを取らせていただきます。
  - ・ 運転者は、自動車運転免許取得後1年以上で、75歳未満の方です。
- 鍵と車検証等をお渡しします。
- 職員と車両の傷等の有無を確認してください。
- 職員が福祉車両のリフト等の操作を教えます。



## 9 返すときの手続きは

- 指定のガソリンスタンドで満タンに給油してください。
- 車両の清掃をしてください。
- 福祉車両を所定の場所に駐車してください。
- 多摩区社協の窓口に、給油したレシートを添えて鍵と車検証を返却してください。
- 職員とキズ等の確認をしてください。
- 福祉車両に不具合等があった場合にはお申し出ください。

## 10 利用するときの注意事項

- ご利用の際には、運転者の他に介護者をつけてください。
- 道路交通法を守って運転してください。
- 車内は禁煙です。



## 11 事故のとき

- けが人等がいる場合には、救護を行い、必要があれば救急車を手配してください。

**救急車 119**

- 警察と保険会社、多摩区社協に連絡してください。

**警察 110** **損害保険ジャパン日本興亜損保(株) 050-3798-4336**

**多摩区社協 044-935-5500**

- 事故現場で示談を行わないでください。



## 12 事故の賠償責任等について

- 事故の賠償責任が生じた場合には、福祉車両が加入している自動車賠償責任保険（自賠責）と任意保険を使います。
- 保険の範囲を超えた賠償責任または、保険の補償対象にならない賠償責任が生じた場合には、利用者に賠償していただきます。



## 13 故障等

- 車両が故障した場合には、無理に運転せずに上記保険会社に連絡してください。
- 多摩区社協の窓口にも連絡してください。
- 利用者の責任で故障した場合には、修理に必要な費用を負担していただくことがあります。

## 14 その他

- 雪や台風のと看などは使用をお断りすることがあります。
- 車両に不具合等があることが分かった場合には使用をお断りすることがあります。

